

平成17年度 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

この町内に事業用の償却資産を所有している方（法人、個人等の別は問いません。）は毎年1月1日現在における当該償却資産を地方税法の定めにより申告しなければなりません。

2. 申告方法

- (1) 平成16年度に申告された方
：平成16年12月上旬までに申告の案内等を送付します。
- (2) 平成17年度初めて申告される方：申告書等の送付先を左記までご連絡ください。
（旧伊野町・旧吾北村・旧本川村の2町村以上にわたって償却資産のある方：町村合併により平成17年度申告分から全ての資産を合算して申告してください。）
- (3) 旧伊野町・旧吾北村・旧本川村の2町村以上にわたって償却資産のある方：町村合併により平成17年度申告分から全ての資産を合算して申告してください。

3. 申告期限

平成17年度の償却資産の申告期限は平成17年1月31日ですが、事務処理の都合上1月

17日(月)までに申告くださるようご協力をお願いします。

4. 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品などの固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

《対象となるもの》

- (1) 耐用年数1年以上で取得価額又は製作価額が20万円以上の資産
- (2) 法人にあつては、(1)の価額未満であつても、固定資産として計上している資産（取得価額20万円未満の資産で3年間で一括償却するものについては、申告の必要はありません。）
- (3) 企業会計上簿外資産として取り扱われている資産であっても事業の用に供している

業種別の課税対象償却資産の例示

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲 食 店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫・冷凍庫等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん鍊機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネット等
駐 車 場 事 業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
工 場	受変電設備、施盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー、喫茶、軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、還元機等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄 工 業	施盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
食 肉 販 売 業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等

資産

(4) 企業会計上建設仮勘定で経理されている資産であつても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供している資産

(5) 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であつても、事業の用に供している資産

(6) 資産の所有者が他の者に貸付けて事業の用に供されている資産

(7) 割賦購入資産で割賦金の完済していない資産であつても、すでに事業の用に供している資産

(8) 遊休資産・未稼働資産であつても、1月1日現在において事業の用に供することができる状態にある資産

(9) 社宅用・宿舍用・寮用の償却資産で減価償却できる資産
(10) 償却資産の価値を増加させるための費用は、改良費として本体とは別に申告してください。

(11) テナントが取り付けた建物附属設備についてビルなどを借り受けて事業をされている方が、ご自分の費用で内装、電気、給排水、ガス、

空調設備などを施されている場合は、それらの資産についてテナントから償却資産として申告してください。

《対象とならないもの》

(1) 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（工場構内などで使用する無登録自動車を含む。）

(2) 馬、牛、果樹、その他の生物（鑑賞用植物は除く。）

(3) 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権など。）

提出及び問い合わせ先

〒781 2192

いの町1700 1

いの町税務課

☎893 1118



12月4日から10日までは人権週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の目標として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国連は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、従来から、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めております。

高知地方法務局では、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所ですくらしの悩みごと相談所をはじめとした「特設人権相談所」

を開設し、DV・セクハラ・ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待・いじめ・体罰など子どもに関する問題、高齢者や障害者に関する問題、その他嫌がらせ等、人権に関するご相談をお受けします。相談は無料で、秘密

は厳守します。お気軽に、最寄りの「相談窓口」をご利用ください。詳しくは、お近くの法務局、福祉課（☎893 3810）又は人権擁護委員までお問い合わせください。

人権擁護委員無料相談のご案内（10時～15時）

地区	今月の相談日	開催場所
伊野	12月15日(水)	伊野公民館

人権擁護委員の連絡先

氏名	住所	電話番号
杉本寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎千秋	" 神谷871	892-1660
西川田鶴子	" 天王南3丁目9-1	891-5443
楠瀬博邦	" 枝川2819	893-1769
宮内信子	" 新町29-2	892-0617
高瀬科子	" 波川610-3	892-3635
筒井鷹雄	" 清水上分194	867-2551
曾我定子	" 下八川丙644-1	867-3224
岡林瑞子	" 大森91-14	869-2500
伊東尚毅	" 長沢20	869-2267

法務局相談窓口・問い合わせ先

（祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付8:30～17:00）

高知地方法務局いの支局（いの町1290-4）	893-0343
------------------------	----------